

回 答 書

業 務 名 申請書等作成支援システム導入業務

回 答 日 令和6年12月9日

回 答 者 久御山町総務部企画財政課

番号	質 問	回 答
1	企画提案書3ページ9の保守要件(4)にあります『物損補償サービス』の適応範囲は具体的にはどの範囲でしょうか？(偶然の落下・破損でよろしいでしょうか？)	住民の操作による偶然の落下、破損、水濡れを対象としてください。
2	物損補償サービスとして、具体的に求められているものを明示していただけますでしょうか？ 弊社としては、故意ではない落下・水濡れを想定しております。	番号1をご参照願います。
3	この物損補償サービスの対象機器とは、操作端末、読取装置、プリンターでよろしいでしょうか？	操作端末2台を対象としてください。
4	物損補償サービスについては保険会社との直接契約でも可能でしょうか？	本業務中に含むことを想定しています。
5	操作端末・読取装置・プリンターについて3年間ではなく5年間保守を含む商品でも可能でしょうか？	機器保守は、プリンタのみを対象した3年間保守としてください。
6	保守内容の中に、インク等の消耗品や経年利用に伴う部品の交換等についての明記はありませんでしたが、本調達には含まないとの認識でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
7	『契約代金の支払については、精算払い』とありますが、3月21日契約期間終了後の4月末お支払いでよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。

以上